

医事紛争のしおり

医療事故調査制度発足から2年余り

岡山県医師会副会長 清水 信義

医療事故調査制度が発足して平成29年12月で2年3カ月となりました。この間、医療に関する予期せぬ死亡として日本医療安全調査機構に報告された医療事故は累計で857件となり、月平均30件が報告されています。ほぼ毎日1事例の医療に関連する予期せぬ死亡が報告されていることとなります。大部分は病院からの報告ですが、1割程度は診療所からの報告もあります。

医療事故か否かの相談、手続きに関する相談、院内調査に関する相談などの件数は、2年3カ月の累計では4,261件であり、2017年12月の単月の相談件数は165件でした。医療機関からの相談が73件、遺族からの相談が74件、その他18件となっています。

院内事故調査委員会から報告書が出されますが、それに対してさらに第三者機関で調査してほしいという依頼が、制度始まって以来58件出てきています。この場合の調査は、医療機関からは独立した医療事故調査・支援センターが行うもので、東京の本部と全国の7ブロックにおいて、センター調査として事例ごとに個別の調査委員会を設置し、各分野の専門家が集まり調査を実施しています。このセンター調査は、疾患の診断、治療の妥当性、死亡時の詳細な時間経過と処置、解剖やAiの所見、再発防止などの観点から、系統的に医療事故を分析して行く方法で行っています。岡山ブロックでも今までにすでに他地区で発生した3事例を、西日本の広い範囲から、中央の日本医療安全調査機構が指名した大学教授を中心にした専門家の方々に集まっていただき、調査委員会を開催し調査を実施しています。この専門家のメンバーをひとつの医療機関で集めることは困難であり、また透明性という観点からも公平な構成でしょう。資料を集め、議論を深めるなかで、おのずから方向性が見えてきて、原因の究明という点ではレベルの高いものになっています。

このようにして作成されたセンター調査の報告書は、中央で再度評価議論され完成したものが、遺族と医療機関に手渡されます。この報告書の完成までには、2年近い長期間を要していることが問題となっています。

このセンター調査は、遺族か医療機関の依頼で行うものですが、2年3カ月の間の報告事例が857件で、センターでの再調査依頼が58件ということは、その他の799件は再調査の依頼が無かったということであり、院内事故調査の結果が認められたといえます。

従って、医療訴訟の観点からは、院内事故調査で大部分の遺族は納得されたと思われそうですが、調査の結果過誤が判明することもあり、全てが医事紛争の対象とならなかったとは言えません。しかし、第三者による再調査の依頼は報告の6.7%

であり、概ね院内事故調査までで終了していることを見れば、当初危惧された医療訴訟が増加するとの心配は今のところ無いように思います。

医療に関連した死亡の情報が、病院内でも共有されていなかった時代に比べれば、やはり大きな進歩といえます。

発足してまだ日が浅く、制度の名称から始まり、調査手法のマニュアル化、最も重要な再発防止策への組織的な取り組み、専門家の要請、調査に要する労力に対する適切な処遇など課題も多く、まだまだこれから制度が整備されなければなりません。



児島医師会：村山正則